

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和7年度第3回日置警察署協議会
会 議 日 時	令和8年2月26日（木） 午後3時から午後4時20分まで
会 議 場 所	日置警察署 会議室（道場）
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下8人 2 警察署 署長以下8人
<p>（会議の概要）</p> <p>1 会次第  (1) 開会  (2) 会長挨拶  (3) 議題  ア 管内の治安情勢及び業務推進状況  イ ミニ広報紙を活用した情報発信活動について（諮問・答申結果）  ウ 意見・要望について  エ 速度取締り指針について  (4) 閉会</p> <p>2 管内の治安情勢及び業務推進状況  （委員）  児童虐待の数値の中にはシェルター等へ避難された方もいるのか  （回答）  そのような事案の取扱もある。  （委員）  特殊詐欺、SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺について管内の発生件数等を教えてほしい。  （回答）  管内における特殊詐欺は4件で被害額は約1,450万円、SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺は5件で被害額は約3,470万円である。</p> <p>3 ミニ広報紙を活用した情報発信活動について（諮問・答申結果）  （報告）  委員からの答申として  ○ うそ電話詐欺対策として、携帯電話の操作方法を掲載するなど、高齢者にも分かりやすい内容の広報紙を作成したり、防災無線と併用した広報を行ってはどうか。  ○ 地域の身近な犯罪について、より具体的に記載したり、地域で活躍しているボランティアの紹介などを検討してみてはどうか。また、写真を挿入したり、文字の大きさに配慮するなど、内容や読みやすさを工夫してはどうか。  との御意見をいただいた。  答申を基に、各交番・駐在所で文字の大きさを12ポイント以上にしたり、より多くの写真を活用するようにした。  また、地域の事案を紹介するなど、親しみのある紙面づくりに心掛けることとした。  このほか、ミニ広報紙以外の情報発信手段として、防災無線による広報にも取り組み  ○ うそ電話詐欺の被害防止に関する広報  ○ 交通安全に関する広報  ○ 乗り物盗の被害防止に関する広報  などを実施している。  さらに、情報発信活動の新たな取組として、本年2月から交通安全やうそ電話詐欺の被害防止に関するメッセージをパトカーの車載スピーカーから流す新たな広報活動にも取り組んでいる。</p> <p>4 委員からの意見・要望について  (1) 民間レベルでの防犯活動について</p>	

(委員)

日吉町内の神社で賽銭が盗まれる事件が発生したが、未然防止策としてセンサーライト等の防犯資機材の活用や神社の氏子や自治会による見守り活動など警察に頼らない民間レベルでの防犯活動はできないか。

(回答)

神社仏閣の賽銭箱を対象とした、いわゆる「さい銭ねらい」の窃盗事件については、当署管内において散発的に発生を認知している。

当署においては、平素から警らなどによる犯罪抑止活動を行っているところであるが、犯罪を抑止するためには、警察や自治体、地域住民が連携し、地域社会全体で取り組む必要がある。

日吉町にあっては、青パト活動を行う「日吉町せつべとペ防犯パトロール隊」という防犯ボランティア団体が主体となって防犯活動を行っており、非常に頼もしく感じている。

このほか、地域における防犯活動としては、神社周辺の草払いによる見通しの良い環境づくりや防犯カメラの設置、付近住民による見回りなど、実施できる有効な防犯活動はあると思う。

(2) 交通指導取締りについて

(委員)

県道37号線の日吉町住吉地区付近で午前8時から9時頃まで車の通行状況を見てみると、車間距離を詰めたり、携帯電話を操作しながら運転する者がいるので、取り締まれないか。

(回答)

本年2月4日の同時時間帯に速度取締りを行った。

携帯電話の使用違反については検挙はなかったのだが、座席ベルト違反を検挙している。

県道37号線伊集院日吉線については、昨年7月から12月までの間、交通事故が38件発生しており、また駐車場や日置市が管理する市道を除いては管内で交通事故の発生が2番目に多い路線で、令和8年上半期における速度取締り指針で重点路線に指定して速度取締りを強化していく方針である。

今後も速度取締りをはじめとする交通取締り、運転手に緊張感を与える警戒などの街頭活動を推進していく。

(3) 国道270号線の歩道側に覆い被さった竹の対策について

(委員)

吹上町の国道270号線、大汝牟遅神社から吹上中学校までの区間において歩道側の竹が覆い被さっていたり、電線に引っかかって、いつ竹が倒れてくるか分からない状態であると聞いたが、生徒の通学が危ないので何とか対策は取れないか。

(回答)

現場を確認したところ、竹が覆い被さっており、一部車道の上側にも竹が流れている箇所があった。

今後、台風とか大雨等の風水害によって更に車道側、歩道側に竹が倒れ込む恐れも考えらる。

電線に引っ掛かった竹等の管理について、道路管理者や当該電線を管理する電話会社を確認したところ、危険性や緊急性が認められれば、道路管理者等で伐採等の措置をとることもあるが、一時的には土地の所有者や管理者によって伐採していただくのが原則であるとの回答であった。

なお、道路管理者等に対しては、地域の方々から、不安の声が挙がっていることについて、申し入れを行ったところである。

(4) 国道270号線花熟里交差点の中央線について

(委員)

国道270号線花熟里交差点のの中央線が消えているので対応してもらいたい。

(回答)

令和8年度の早ければ4月、5月頃になると思うが、日置市が交差点の改良工事を予定である。

それに伴って、横断歩道や白線などの塗り直しが行われる予定であるが、交差点から離れた線については対象外となるため、補修について上申しているところである。

(5) 伊集院小学校のスクールゾーンについて

(委員)

伊集院小学校横のスクールゾーンの取締りをする際、道路脇のお寺の駐車場を使っ

てはどうか。

また、中央通りからスクールゾーンに入る車向けに標識以外に道路標示をしてはど

うか。

(回答)

駐車場所として提供していただくという事はありがたい申し出である。道路表示については道路管理者の対応となるので、公安委員会や警察では実現できないことを御理解いただきたい。  
地元の方からの要望、子供たちの安全を守るための対策の一つとして、このような意見をいただいていることを道路管理者と情報共有して実現可能か否かを含めて協議・検討してまいりたい。

(6) 女性被害者の対応について

(委員)

過去に盗撮被害を受けた女性の前で、犯人が撮影した盗撮画像を警察官が確認した際、女性警察官が確認した後、男性警察官も確認したので恥ずかしい思いをしたという話を聞いたので、もう少し配慮してもらいたい。

(回答)

盗撮などの性犯罪は、被害に対する羞恥心から被害者が受ける精神的ダメージが大ききといった特徴を持っており、受付や捜査を行う捜査員などからの不適切な言動による二次被害を避けるため、被害者の心情に配慮した丁寧な対応が求められる。当署においてこの種の犯罪を認知した場合は、まず被害者に対し、対応する警察官の性別の希望を確認した上で、希望する性別の警察官が聴取を担当するようにしている。  
また、突発的な現場があった場合など、やむを得ず男性警察官のみで対応せざる場合であっても、被害者に捜査の必要性等を丁寧に説明して、男性警察官による対応について理解が得られた上で行うこととし、その際は、  
○ 必要最小限の人数での確認  
○ 事情聴取や画像確認をする場所の選定  
等、被害者の心情に特段の配慮を払っているところである。

(7) 墓に見知らぬお骨が入っていた場合の取扱いについて

(委員)

10年近く前になるが、あるお墓に知らない人のお骨が入っていたことがあり、警察で預かってもらった。  
その後のお骨の扱いはどのようになるのか。

(回答)

一般論として御説明する。  
お墓や遺骨に関する犯罪は、刑法189条の墳墓発掘罪や、刑法190条の遺骨遺棄罪が考えられる。  
お墓の中に他人の遺骨が入っていたという通報や相談を受理した場合、これらの事件の証拠物件として押収することを検討する。  
事件の証拠品として押収した場合は、必要な捜査を行い、持ち主が判明せず、かつ証拠品として保管の必要がなければ、早期に還付広告という広報を行う。  
そして、還付を受ける人が見つからなかった時は、国庫に帰属することになるが、遺骨は換価や廃棄の処分ができないので、実務上は無縁仏として自治体を通じて納骨を依頼することになる。

5 速度取締り指針について

(委員)

前回、県道鹿兒島東市来線が重点路線だったが、今回外されているのは何故か。

(回答)

前回と比較して交通事故の発生件数が減少したため外してある。  
重点路線については、現状に合わせて選定している。

備 考